

第6章 安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全

第1節 大気環境の保全

◎現状と課題

(1) 現 状

主な大気汚染物質（下表）には、それぞれ環境基準が設定されています。（巻末資料<2-1>）

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

※ダイオキシン類については、「第3節 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進」に記載

広域的な大気汚染に対応するため、県内全域を対象とした23地点に環境測定局を設置し、自動測定機により汚染状況の常時監視を行っています。

また、長期ばく露により健康被害が懸念されるベンゼンなどの有害大気汚染物質について、毎月4地点で測定しており、環境大気中の石綿（アスベスト）濃度についても調査を実施しています。

大気汚染に係る環境基準の達成状況

	R 元年度		R2 年度	
	達成率 (%)	達成局数 / 有効測定局数	達成率 (%)	達成局数 / 有効測定局数
二酸化硫黄	100	16/16	100	16/16
二酸化窒素	100	19/19	100	19/19
一酸化炭素	100	2/2	100	2/2
浮遊粒子状物質	100	21/21	100	21/21
光化学オキシダント	0	0/16	0	0/16
微小粒子状物質	100	13/13	100	13/13

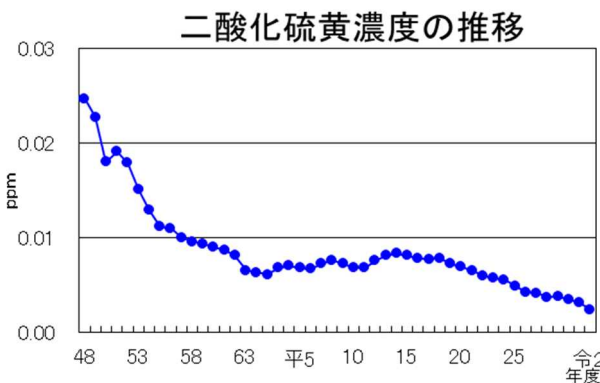
	R 元年度		R2 年度	
	達成地点数 / 測定地点数		達成地点数 / 測定地点数	
ベンゼン	4/4		4/4	
トリクロロエチレン	4/4		4/4	
テトラクロロエチレン	4/4		4/4	
ジクロロメタン	4/4		4/4	

※有効測定局とは、年度を通じての測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。

資料：香川県環境管理課

◆二酸化硫黄

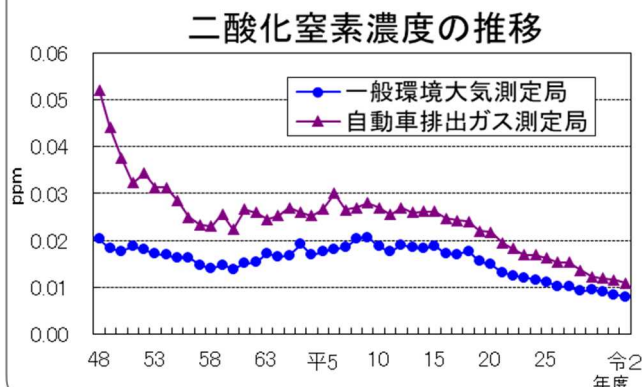
昭和48年度に比べて、年平均値は1/6程度に低下しており、近年は横ばいで推移しています。



資料：香川県環境管理課

◆二酸化窒素

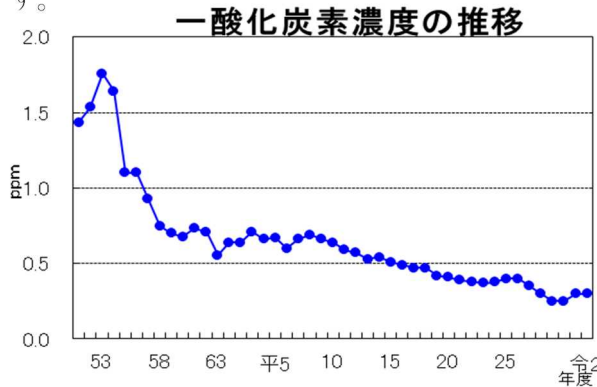
昭和48年度に比べて、一般環境大気測定局の年平均値は1/2程度に、自動車排出ガス測定局の年平均値は1/4程度に低下しており、近年は横ばいで推移しています。



資料：香川県環境管理課

◆一酸化炭素

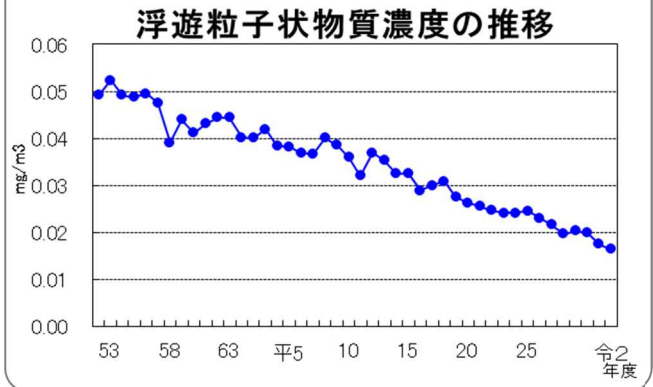
昭和51年度に比べて、年平均値は1/5程度に低下しており、近年は横ばいで推移しています。



資料：香川県環境管理課

◆浮遊粒子状物質

昭和52年度に比べて、年平均値は1/3程度に低下しています。

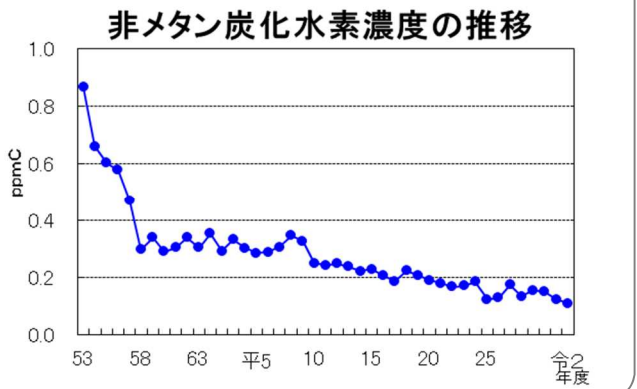
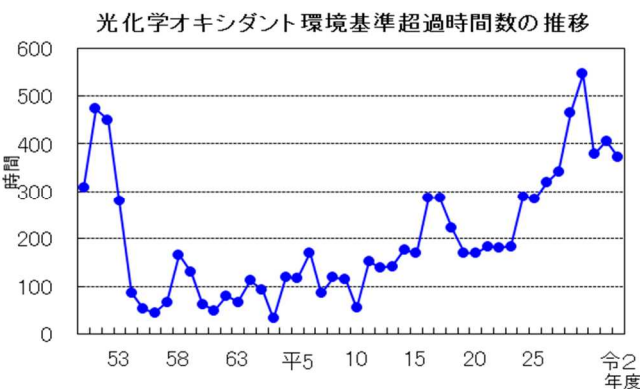


資料：香川県環境管理課

◆光化学オキシダント

環境基準超過時間数は、昭和52年度以降、大幅に減少しましたが、近年、増加傾向にあり、夏期に光化学オキシダント注意報等を発令する回数が増加しています。

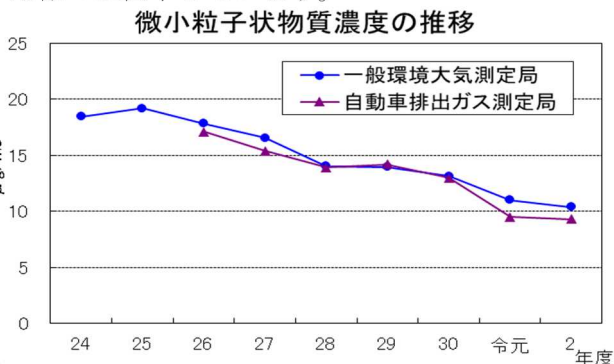
また、光化学オキシダントの生成に関わる非メタン炭化水素の年平均値は、昭和53年度に比べて1/5程度に低下しており、近年は横ばいで推移しています。



資料：香川県環境管理課

◆微小粒子状物質 (PM2.5)

工場や自動車の影響のほか、自然由来や越境汚染の影響があり、2~5月に濃度が高くなる傾向があります。平成24年度に比べて、年平均値は徐々に低下しています。



資料：香川県環境管理課

◆有害大気汚染物質 (令和2年度)

汚染物質	調査地点数	年平均値 (µg/m³)	環境基準 (1年平均値)
ベンゼン	4	0.67~1.2	3 µg/m³以下
トリクロロエチレン	4	0.04~0.06	130 µg/m³以下
テトラクロロエチレン	4	0.040~0.064	200 µg/m³以下
ジクロロメタン	4	0.024~0.96	150 µg/m³以下

資料：香川県環境管理課

◆環境大気中の石綿(アスベスト)濃度(令和2年度)

(単位:本/L)

調査地域	調査地点数	年間幾何平均値	最高値	最低値
市街地域	4	0.059~0.45	0.93	0.047
幹線道路 周辺地域	3	0.053~0.31	0.63	0.050
農業地域	1	0.16	0.39	0.10
廃棄物処分場 等周辺地域	1	0.18	0.49	0.10

※最高値、最低値は、半期ごとの幾何平均値の最高値、最低値
(参考)一般環境における濃度基準は定められていない。
大気汚染防止法における特定粉じん発生施設の敷地境界
基準は10本/L

資料:香川県環境管理課

(2) 課題

本県の大気環境は、公害問題が深刻化していた時代に比べてかなり改善され、ほとんどの項目について環境基準を達成しており、近年は横ばい傾向にあります。

光化学オキシダントについては、夏期に光化学オキシダント注意報等を発令するなど、生活環境や人への影響を生じさせるおそれがあるため、引き続き調査、監視する必要があります。また、工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線により化学反応を起こして光化学オキシダントが生成されることから、県民の安全・安心を守るため、発生源からの原因物質の排出低減を進める必要があります。

微小粒子状物質(PM2.5)については、濃度が高くなり、国の暫定指針を超過すると予想される場合には注意喚起を行うこととしており、これまで平成25年度に2回注意喚起を行いました。PM2.5は、工場や自動車などから排出されるほか、自然由来や越境汚染による影響もありますが、それらの影響の程度は十分には明らかにされておらず、削減対策を進めるために、全国規模の研究による詳細な解析が実施されています。

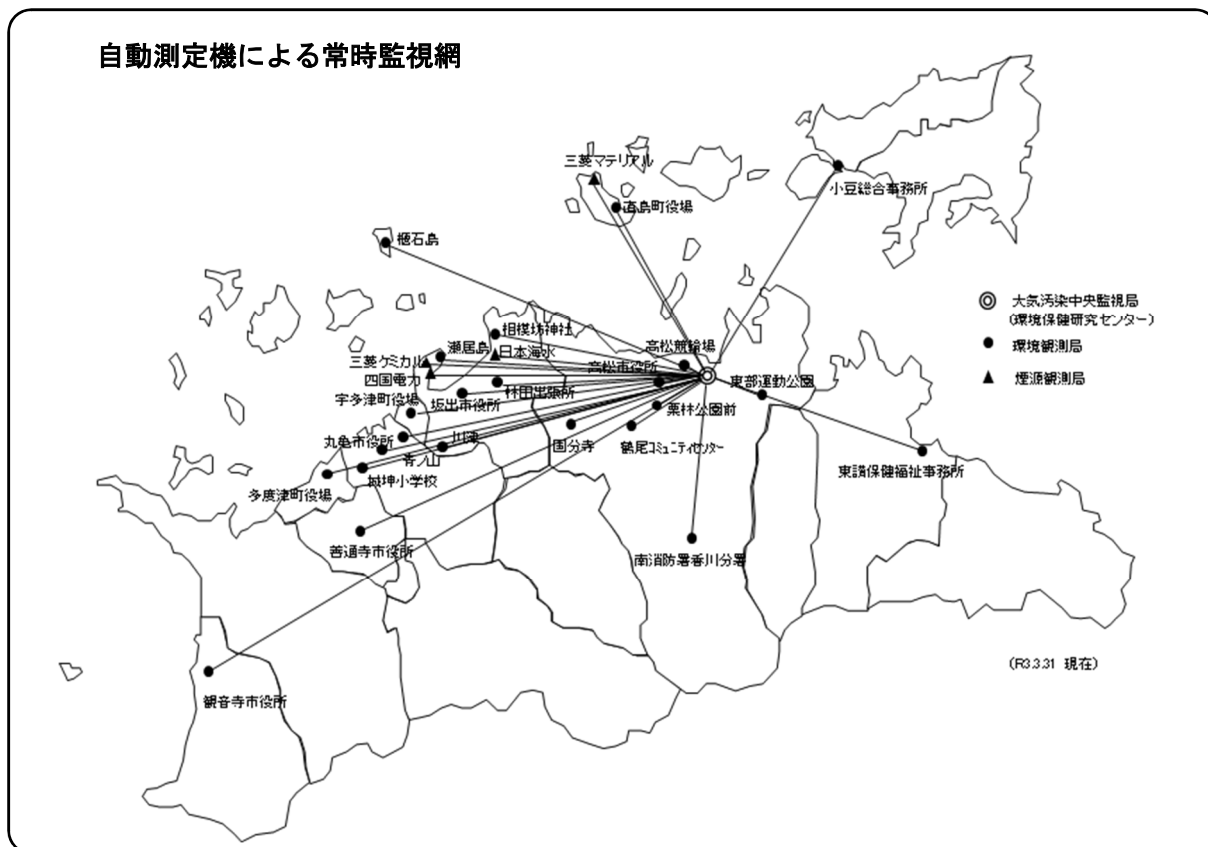
石綿(アスベスト)については、石綿を使用した建築物の老朽化に伴う解体が今後増加すると見込まれることから、引き続き、これらの除去工事において飛散防止対策を徹底する必要があります。

◎具体的な取組み

1 監視の実施および県民への情報提供

ア) 大気環境の監視

大気環境を保全するため、汚染が懸念される地域を中心に、大気汚染防止法に基づく大気環境の常時監視を行っています。23環境測定局および4煙源測定局における測定データは県環境保健研究センター内の大気汚染中央監視局を中心とした大気汚染常時監視システムに送られ、すべての測定局の状況を常時監視しています。



資料：香川県環境管理課

イ) 有害大気汚染物質等の監視

有害大気汚染物質のうち測定方法が確立されている優先取組物質（21 物質）および水銀について、坂出市など 4 地点で毎月モニタリング調査を実施するとともに、環境基準等と比較して相対的に濃度の高い物質については、その原因等の調査・解析を実施しています。

ウ) 県民への情報提供

大気汚染常時監視システムで収集した結果は、ホームページでリアルタイムに情報提供しています。また、県内全域を対象とした光化学オキシダントの注意報やPM2.5の注意喚起情報等は、学校・社会福祉施設等へFAXを送信、県民向けにメールを配信しています。

測定データ（速報値）の情報提供

大気汚染常時監視システムでは、光化学オキシダントやPM2.5など県内の大気汚染物質の測定結果をインターネットで提供しています。

URL さぬきの空情報館：<https://www.taiki.pref.kagawa.lg.jp/taiki/>

2 大気汚染物質の発生源対策の推進

大気汚染防止法や生活環境保全条例、公害防止覚書などに基づき、規制基準などを遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を徹底しています。また、生活環境保全条例に、自動車排出ガス対策に関する具体的な取組みを一層促進する規定を定めています。

ア) 工場・事業場に対する排出規制の推進

① 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、33種類のばい煙発生施設、9種類の揮発性有機化合物（VOC）排出施設、5種類の一般粉じん発生施設、9種類の特定粉じん発生施設、9種類の水銀排出施設が規制の対象となっています。大気汚染防止法に基づく県内のばい煙発生施設などの届出件数（高松市受理分を含む。）は、次のとおりです。

ばい煙発生施設届出件数（令和2年度末）

施設名	届出施設数
ボイラー	1,043
焼成炉	110
乾燥炉	102
廃棄物焼却炉	38
ディーゼル機関	73
その他	103
合計（電気事業法関係を除く全施設数）	1,469

資料：香川県環境管理課

揮発性有機化合物排出施設届出件数（令和2年度末）

施設名	届出施設数
塗装施設	11
塗装用乾燥施設	1
接着用乾燥施設	13
グラビア乾燥施設	1
工業用洗浄施設	4
合計（電気事業法関係を除く全施設数）	30

資料：香川県環境管理課

一般粉じん発生施設届出件数（令和2年度末）

施設名	届出施設数
コークス炉	3
堆積場	174
コンベア	633
破砕機・摩砕機	97
ふるい	91
合計（電気事業法関係を除く全施設数）	998

資料：香川県環境管理課

水銀排出施設届出件数（令和2年度末）

施設名	届出施設数
小型石炭混焼ボイラー	1
石炭燃焼ボイラー	1
一次施設（銅又は工業金）	7
二次施設（銅、鉛又は亜鉛）	1
廃棄物焼却炉	37
合計（電気事業法関係を除く全施設数）	47

資料：香川県環境管理課

② 生活環境保全条例による規制

大気汚染防止法による規制や本県の現状を考慮し、生活環境保全条例に基づき、次の施設を対象として規制を行っており、それぞれの届出件数（高松市受理分を含む。）は、右表のとおりです。

・ばい煙発生施設

大気汚染防止法の対象規模未満の廃棄物焼却炉（焼却能力150～200kg/h）

・粉じん発生施設

大気汚染防止法の適用がない製材業または合板製造業に利用する帯のご盤、丸のご盤と繊維板製造業に利用する裁断機、オガライト製造施設と原材料の堆積場

ばい煙発生施設届出件数（令和2年度末）

施設名	届出施設数
廃棄物焼却炉	44

資料：香川県環境管理課

粉じん発生施設届出件数（令和2年度末）

施設名	届出施設数
帯のご盤	145
丸のご盤	37
チェンソー	2
ベルトサンダー	10
溝切機	4
裁断機	1
オガライト製造・堆積場	10

資料：香川県環境管理課

③ 公害防止覚書などによる規制

番の州地域や直島地域などに立地した企業との間で、工場の特性に応じて法律の規制よりも厳しい内容の覚書などを交換し、硫黄酸化物など大気汚染物質の排出抑制を行っています。

「公害防止覚書」とは

公害防止のひとつの手段として地方公共団体または住民と企業との間で締結されるものをいう。覚書は、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容としたものが多い。

④ 立入検査の実施

大気汚染防止法、生活環境保全条例に基づき、ばい煙発生施設などを設置している工場・事業場に対し、排出基準の遵守状況などについての立入検査や、公害防止対策などの指導を行っています。

令和2年度に県が行った立入検査の実施状況は右表のとおりです。

立入検査実施状況（令和2年度）

施設の種類	立入調査実施工場・事業場数	排ガス検査実施件数
ばい煙発生施設	138	9
揮発性有機化合物排出施設	3	2
一般粉じん発生施設	33	—

資料：香川県環境管理課

イ) 自動車排出ガス対策の推進

① アイドリングストップ、低公害車導入

自動車排出ガス対策を推進するため、生活環境保全条例に次のような規定を盛り込んでいます。ホームページやチラシ配布等により、制度の啓発を行いました。

- (1) 自動車の使用の抑制、自動車の適正な整備と運転
- (2) アイドリングストップの実施
- (3) 低公害車等の導入・使用
- (4) 自動車販売事業者による自動車環境情報の提供
- (5) 一定規模以上の事業者による自動車排出ガス対策計画の作成

② 交通管制システムおよび信号機の高度化

車両の発進・停止回数を減少させるなど、交通の円滑化や環境の保全を図るため、高度化した交通管制システムにより、適正な交通流・交通量の誘導および分散を行うとともに、ドライバーに対し、交通情報板や光ビーコンなどを活用して、渋滞等の交通情報を迅速かつ的確に提供しました。また、節電効果や視認性の高い信号灯器のLED化を推進しました。

③ 適切な交通規制等

円滑な交通流の確保のため、駐車規制の見直しや違法駐車取締りを行うなど、駐車対策を実施しました。

ウ) 光化学オキシダント対策の推進

① 揮発性有機化合物排出抑制対策の推進

光化学オキシダント等大気汚染物質の原因物質であると考えられている揮発性有機化合物（VOC）については、大気汚染防止法に基づき、工場・事業場に設置している揮発性有機化合物排出施設への立入検査を実施するなど排出基準遵守の取組みを徹底しました。

② 光化学オキシダント夏期対策

光化学オキシダントによる健康被害を防止するため、濃度が高くなる夏期に光化学オキシダント夏期対策期間を設け、「香川県大気汚染緊急時対策要綱」（巻末資料 <2-3>）に基づく迅速な注意報等が発令できるよう監視体制を強化しています。

令和2年度は、中讃地域1回、高松地域1回、直島地域1回の延べ3回、光化学オキシダント予報を発令しました。

いずれも、関係機関を通じて県民・学校などに対し迅速に周知するとともに、協力工場に対して燃料使用量の削減を要請しました。

「光化学オキシダント」とは

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質とされる。粘膜を刺激し、目やのどに影響を与え、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。日差しの強い夏期に高濃度になりやすい。

エ) 微小粒子状物質の対策の推進

微小粒子状物質（PM2.5）については、濃度が高くなり、国の暫定指針を超過すると予想される場合に、注意喚起を行うための監視体制を整えています。令和2年度は、全13測定局で環境基準を達成しており、年平均値は徐々に低下しています。

また、PM2.5の発生源とその影響を解析するために、平成24年度からPM2.5の成分分析を開始して、情報収集を行っています。

オ) 石綿（アスベスト）の飛散防止の推進

① 石綿飛散防止の推進

「香川県石綿による健康被害の防止に関する条例」で、多数の者が使用する建築物の所有者などに、特定石綿吹付け材使用の有無の調査、届出を義務付けており、届出があった建築物について現地調査を行い、劣化や飛散防止が不十分であった場合には指導を行いました。

特定粉じん排出等作業については、随時立入検査を行い、「大気汚染防止法」を遵守した作業であるかを確認しました。

▶ 立入検査（R2年度）：71施設

「石綿（アスベスト）」とは

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被覆材、断熱材、保温材などに使用されてきた。しかし、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

② 濃度調査の実施

大気環境中の石綿濃度の実態を把握するため、市街地域、幹線道路周辺地域、農業地域、廃棄物処分場等周辺地域で7月、11月にアスベスト調査を実施し、令和2年度についても低い濃度（0.053～0.93本/L）であることを確認しました。

◎方向性を同じくするSDGsのゴール



第2節 水環境、土壌・地盤環境の保全

◎現状と課題

(1) 現 状

公共用水域や地下水には、水質汚濁に係る環境基準（下表）が設定されています。健康項目は、公共用水域と地下水について一律に定められ、生活環境項目は、海域、河川ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれに基準を設定しています。（巻末資料<2-6>）

水質汚濁に関する環境基準項目

水域区分		健康項目	生活環境項目	その他
公共用水域	海域	カドミウム、全シアン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素など	CODなど 11項目	ダイオキシン類
	河川	公共用水域 27項目、地下水 28項目	BODなど 8項目	
	湖沼※	公共用水域 27項目、地下水 28項目	CODなど 11項目	
地下水		目	—	

※本県には、湖沼の環境基準が適用される水域はない。

資料：香川県環境管理課

「BOD (Biochemical Oxygen Demand)」 「COD (Chemical Oxygen Demand)」とは

BOD（生物化学的酸素要求量）は、水中の有機物などが微生物により生物化学的に酸化分解される際に消費される酸素の量である。

COD（化学的酸素要求量）は、水中の有機物などを酸化剤（過マンガン酸カリウム）で化学的に酸化した際に消費される薬品の量を酸素の量に換算したものである。

BODは河川の水の汚濁状況を、CODは海域および湖沼の水の汚濁状況を表すのに用いられ、どちらも数値が大きいほど汚濁が著しいことを示している。

「環境基準」とは

環境基本法に基づき定められている大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準のこと。

◆ 水質汚濁の状況

① 公共用水域（河川、海域）

〔健康項目〕

令和2年度に河川20地点と海域10地点で調査した結果、全測定地点で環境基準を達成しており、良好な状況にあります。

〔生活環境項目〕

令和2年度の環境基準の達成率は、河川（BOD）63%、海域（COD）43%です。

（水域別の結果については、84～86ページを参照）

河川（BOD）・海域（COD）の達成状況

区分	水域数	達成水域数（年度）					令和2年度 達成率（%）
		28	29	30	元	2	
河川	35	24	23	27	26	22	63
海域	7	2	3	2	3	3	43

資料：香川県環境管理課

海域（全窒素・全りん）の達成状況

項目	水域数	達成水域数（年度）					令和2年度 達成率（%）
		28	29	30	元	2	
全窒素	4	4	4	4	4	4	100
全りん	4	4	4	4	4	3	75

資料：香川県環境管理課

② 地下水

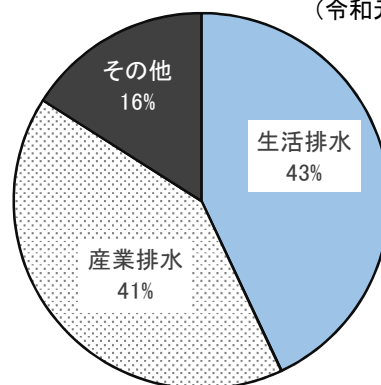
令和2年度に14地点で実施した地下水の概況調査では、全地点で環境基準を達成していました。なお、過去に環境基準を超過した地点においては継続監視を行っています。

(2) 課題

本県の発生源別COD汚濁負荷量をみると、生活排水による汚濁が半分近くを占めていることから、河川や海域の水質汚濁を防止するため、工場・事業場の排水規制にあわせ、生活排水対策を進めていく必要があります。

また、水資源に恵まれない本県において、貴重な水源となっている地下水については、一度汚染されるとその回復が容易ではないことから、汚染の未然防止が重要です。

県内の発生源別COD汚濁負荷量の割合
(令和元年度)



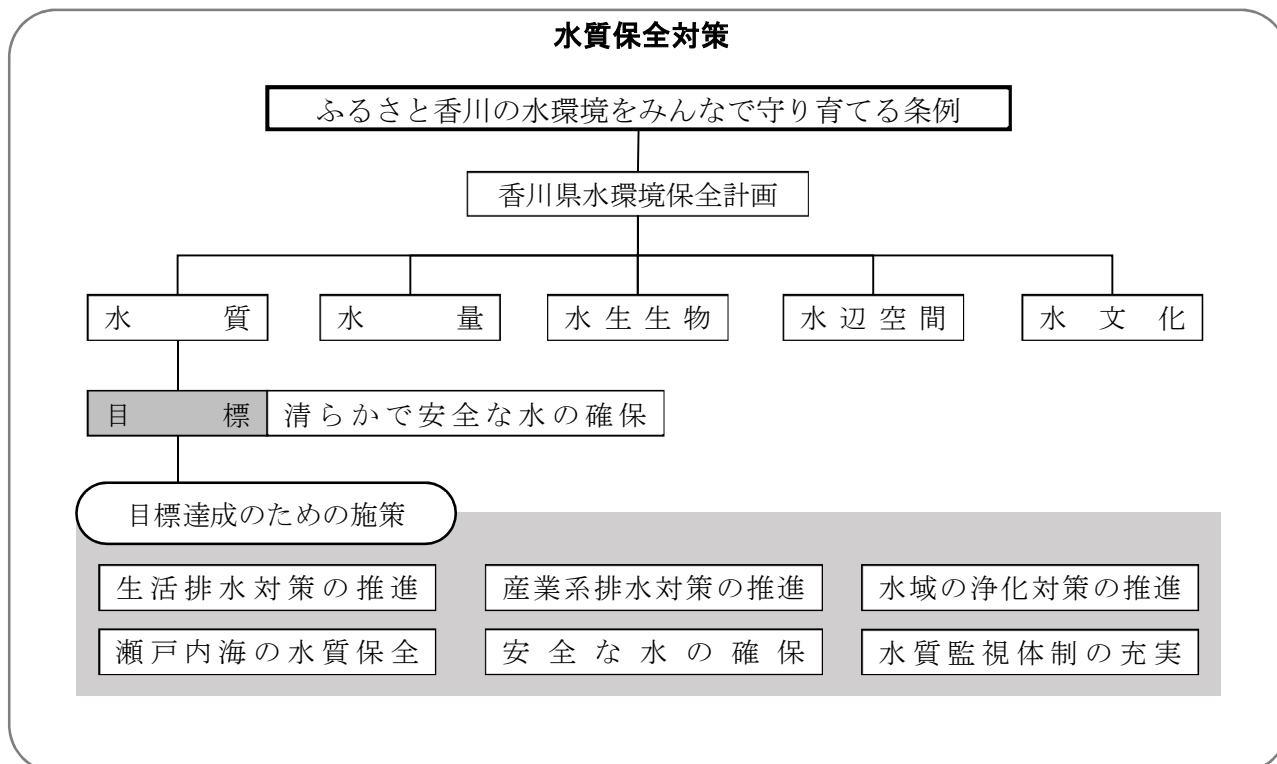
資料：香川県環境管理課

◎具体的な取組み

「香川県水環境保全計画」に基づき、清らかで安全な水を確保するため、生活排水対策、産業系排水対策、水域の浄化対策などを推進しています。

河川や海域など公共用水域については、計画的に水質監視を行っています。また、汚濁負荷量の削減を図るため、工場・事業場に対しては、COD、窒素およびりんを対象とした水質総量規制を実施するとともに、生活排水については「香川県全県域生活排水処理構想」に基づき、下水道などの生活排水処理施設の整備を促進するなど、総合的な施策を推進しています。

地下水については、汚染実態の把握に努めるとともに、地下水への有害物質の排出を規制するため、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止措置など水質保全対策を実施しています。



1 監視の実施および県民への情報提供

ア) 計画的な監視の実施

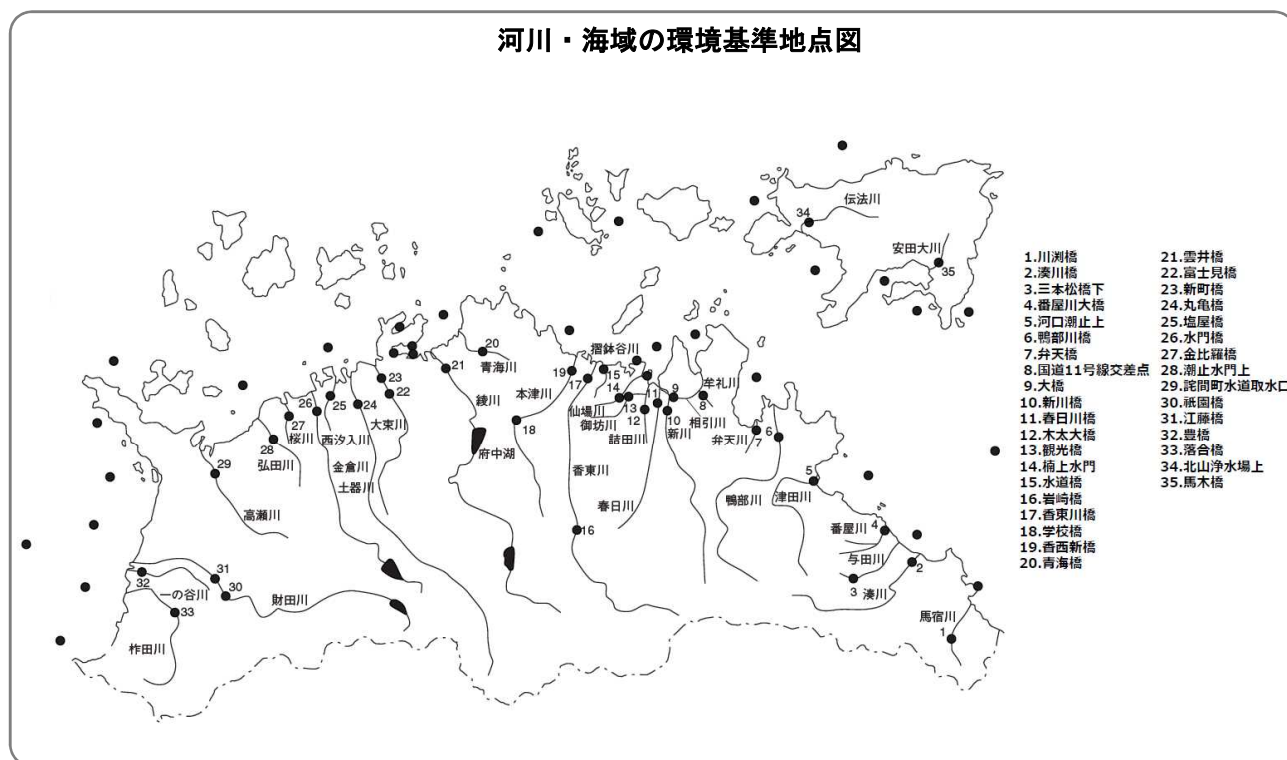
① 水質測定計画に基づく計画的な監視

公共用水域や地下水などの水質汚濁の状況を常時監視するため、測定項目、監視地点や方法、その他必要な事項について、毎年、国、市町の計画との調整を図りながら、測定計画を作成し、継続的に水質監視に取り組んでいます。令和2年度の調査地点数は下表のとおりで、このうち、河川35水域（環境基準地点35地点）、海域7水域（環境基準地点32地点）の位置は次のとおりです。

事業主体別調査地点数（令和2年度）

調査区分 事業主体	環境基準監視調査				その他					
	河川 (水質)	海域 (水質)	地下水(水質)		河川		海域		ダム・ため池 (水質)	地下水 (水質)
			概況	継続	(水質)	(底質)	(水質)	(底質)		
国土交通省	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—
香川県	48	39	3	17	—	—	—	3	76	—
高松市	13	—	8	13	11	—	5	—	16	—
他の市町	—	—	—	—	89	1	54	16	22	7
合計	64	39	14	30	100	1	59	19	114	7

資料：香川県環境管理課



資料：香川県環境管理課

《 河川の状況（令和2年度） 》

河川のBODは、その年の降水量などの影響による変動を受けることがあることから、長期的な動向を見ていく必要があります。最近の5年間（平成28年度～令和2年度）と20年前の5年間（平成8年度～12年度）のデータを比較すると、環境基準達成率が48%から70%に22ポイント向上しており、全体的に水質は改善傾向にあります。

◆ 東讃地区河川

流域人口密度が低い河川が多く、湊川と弁天川を除き、清澄な水質が保たれています。また、中流域では伏流水となり、渇水時には河道に流水が見られなくなる河川が多くあります。

環境基準達成状況

環境基準類型 あてはめ水域	類 型	達成状況(年度)			BOD年平均値(mg/L)		
		H30	R元	R2	R元	R2	前年度 比較
馬宿川	A	○	○	○	0.7	0.8	横ばい
湊川	A	○	○	×	1.6	1.9	横ばい
与田川	A	○	○	○	0.6	0.7	横ばい
番屋川	C	○	○	○	1.3	1.5	横ばい
津田川	A	○	○	○	0.6	0.8	悪化
弁天川	C	○	×	×	5.0	4.4	横ばい
鴨部川	A	○	○	○	1.5	1.6	横ばい

○：環境基準適合(X/Y \leq 0.25)、×：環境基準不適合(X/Y $>$ 0.25)X：日間平均値が環境基準を満たしていない日数、Y：総測定日数
類型：巻末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

◆ 高松地区河川

流域に高松市の市街地を含むため、流域人口密度が高い都市型河川が多くなっています。下水道整備地区の拡大、工場排水処理施設の整備などにより、著しい汚濁は見られなくなりましたが、生活排水の影響が大きい河川では依然として水質の汚濁が見られます。

環境基準達成状況

環境基準類型 あてはめ水域	類 型	達成状況(年度)			BOD年平均値(mg/L)		
		H30	R元	R2	R元	R2	前年度 比較
牟礼川	B	×	○	×	2.8	3.1	横ばい
春日川	B	○	×	×	3.3	2.7	横ばい
新川	B	×	×	×	6.4	5.8	横ばい
相引川	D	○	○	○	5.5	5.8	横ばい
詰田川	D	○	○	○	3.7	3.6	横ばい
御坊川	E	○	○	○	2.9	3.7	やや悪化
杣場川	D	○	○	○	2.8	3.1	横ばい
摺鉢谷川	C	○	○	○	1.5	1.3	横ばい
香東川上流	A	○	○	○	1.3	0.8	改善
香東川下流	B	○	○	○	1.7	1.5	横ばい
本津川上流	A	×	×	×	3.1	3.3	横ばい
本津川下流	B	×	×	×	4.4	4.8	横ばい

類型：巻末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

◆ 中讃地区河川

県内で唯一の一級河川土器川と、二級河川では最大規模の綾川が含まれます。都市型河川が多く、市街地の拡大による生活排水の影響で水質の汚濁が見られる河川もあります。

環境基準達成状況

環境基準類型 あてはめ水域	類 型	達成状況(年度)			BOD年平均値 (mg/L)		
		H30	R元	R2	R元	R2	前年度 比較
青海川	A	○	○	○	1.1	0.9	横ばい
綾川	A	○	○	×	1.4	1.8	悪化
大束川上流	B	×	×	×	3.9	3.3	横ばい
大束川下流	C	○	○	○	3.5	2.6	やや改善
土器川	A	○	×	×	2.1	2.3	横ばい
西汐入川	D	○	○	○	3.2	3.6	横ばい
金倉川	A	×	×	×	2.3	2.4	横ばい
桜川	B	○	○	○	2.2	2.1	横ばい
弘田川	A	×	×	×	2.9	3.3	横ばい

類型：巻末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

◆ 西讃地区河川

一の谷川を除き、流域人口密度が比較的低い農村型河川に分類されます。

環境基準達成状況

環境基準類型 あてはめ水域	類 型	達成状況(年度)			BOD年平均値 (mg/L)		
		H30	R元	R2	R元	R2	前年度 比較
高瀬川	B	×	○	×	3.4	4.7	悪化
財田川上流	A	○	○	○	1.4	1.2	横ばい
財田川下流	B	○	○	○	1.4	1.2	横ばい
一の谷川	D	○	○	○	4.9	4.9	横ばい
柞田川	B	○	○	○	1.3	2.7	悪化

類型：巻末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

◆ 小豆地区河川

県内の河川の中でも特に流路延長が短く、勾配も急なため、増水時には一気に流下しますが、平常時は河道に流水が見られないことも珍しくありません。

環境基準達成状況

環境基準類型 あてはめ水域	類 型	達成状況(年度)			BOD年平均値 (mg/L)		
		H30	R元	R2	R元	R2	前年度 比較
伝法川	B	○	○	○	1.6	2.0	やや悪化
安田大川	B	○	○	○	1.8	2.0	横ばい

類型：巻末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

《 海域の状況（令和2年度） 》

海域のCODを最近の5年間（平成28年度～令和2年度）と20年前の5年間（平成8年度～12年度）のデータを比較すると、環境基準達成率が71%から37%に34ポイント低下しており、近年は悪化傾向にあります。

海域の全窒素および全りんは平成10年度から評価対象となっており、最近の5年間（平成28年度～令和2年度）と10年前の5年間（平成18年度～22年度）のデータを比較すると、全窒素はいずれも環境基準達成率100%でしたが、全りんについては、令和2年度に4水域中1水域で環境基準を超過したため、環境基準達成率が100%から95%に5ポイント低下しました。

◆東讃海域

CODが環境基準を達成していませんが、全窒素および全りんについては、環境基準を達成しました。

◆備讃瀬戸

比較的潮流が速く、透明度はあまり良くありませんが、赤潮の発生が少ないという特徴を持っています。CODが備讃瀬戸、詰田川尻で環境基準を達成していませんでした。また、全窒素は環境基準を達成していましたが、全りんは備讃瀬戸（イ）で環境基準を達成していませんでした。

◆燧灘東部

潮流が弱いいため停滞性が強く、夏期には上・下層の温度差ができ、上下混合が抑えられるため、底層水中の溶存酸素量（DO）の低下が認められます。CODが環境基準を達成していませんが、全窒素および全りんについては、環境基準を達成しました。

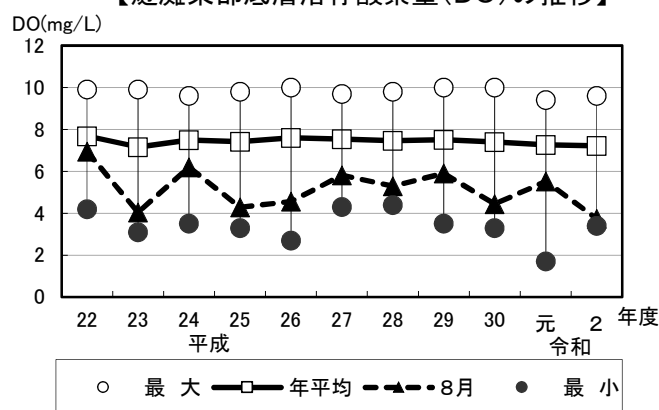
環境基準達成状況（COD）

環境基準類型 あてはめ水域	類型	環境基準 地点数	達成状況 (年度)			R2年度 年平均値 (mg/L)
			H30	R元	R2	
東 讃 海 域	A	12	×	×	×	2.1
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	A	×	×	×	2.2
	詰 田 川 尻	A	×	×	×	2.6
	高 松 港	B	○	○	○	2.1
	坂 出 港	B	×	○	○	2.5
	番の州泊地	B	○	○	○	2.3
燧 灘 東 部	A	5	×	×	×	2.2

類型：巻末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

【燧灘東部底層溶存酸素量(DO)の推移】



資料：香川県環境管理課

環境基準達成状況（全窒素）

環境基準類型 あてはめ水域	類型	環境基準 地点数	達成状況 (年度)			R2年度 年平均値 (mg/L)
			H30	R元	R2	
東 讃 海 域	II	12	○	○	○	0.17
備 讃 瀬 戸 (イ)	II	5	○	○	○	0.24
備 讃 瀬 戸 (ハ)	II	3	○	○	○	0.22
燧 灘 東 部	II	5	○	○	○	0.20

類型：巻末資料<2-6>

資料：香川県環境管理課

環境基準達成状況（全りん）

環境基準類型 あてはめ水域	類型	環境基準 地点数	達成状況 (年度)			R2年度 年平均値 (mg/L)
			H30	R元	R2	
東 讃 海 域	II	12	○	○	○	0.025
備 讃 瀬 戸 (イ)	II	5	○	○	×	0.032
備 讃 瀬 戸 (ハ)	II	3	○	○	○	0.029
燧 灘 東 部	II	5	○	○	○	0.024

類型：巻末資料<2-6>

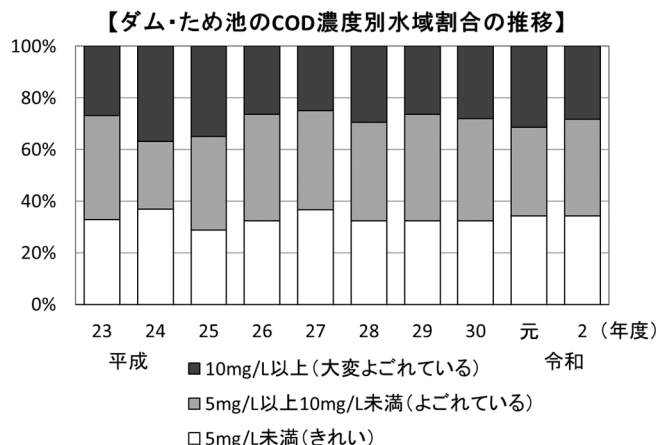
資料：香川県環境管理課

《 赤潮の発生状況（令和2年） 》

令和2年に発生した赤潮は6件で、前年の1件より増加しています。

《ダム・ため池の状況（令和2年度）》

県内の主要なダム・ため池について水質調査を実施しています。令和2年度は67か所で調査した結果、COD年平均値で見ると、5mg/L以上の「汚れている」および「大変汚れている」と判定されたダム・ため池が66%を占めました。



② 環境基準の水域類型の見直し

県内の水域は、環境基準を達成しておらず、今後とも対策が必要な水域がある一方、長期間にわたり環境基準を達成している水域があります。環境基準を達成している水域の中には、指定された類型より上位の基準を満たしている場合があるため、現状より悪化することを認容することのないよう配慮する必要があります。このため、上位の水域類型に見直ししても、環境基準の達成が可能である河川について、上位の類型への見直しを行っています。

平成30年度には高松市の摺鉢谷川の類型をD類型からC類型に見直し、平成31年4月から適用しています。今後も河川水質の状況に応じて類型の見直しを進めていきます。

イ) 水質汚濁事故時の連絡体制の整備充実

① 水質異常事故への対応

香川県水質異常事故取扱マニュアルに基づき、河川や海域への油の流入、魚類の大量へい死など水質異常事故の発生時における国、市町等との緊急連絡体制を確保しています。また、事故発生時には、その原因究明と被害の拡大防止に努めるとともに、事故を起こした事業者に対し、再発防止のための指導を行っています。

2 水質汚濁発生源対策の推進

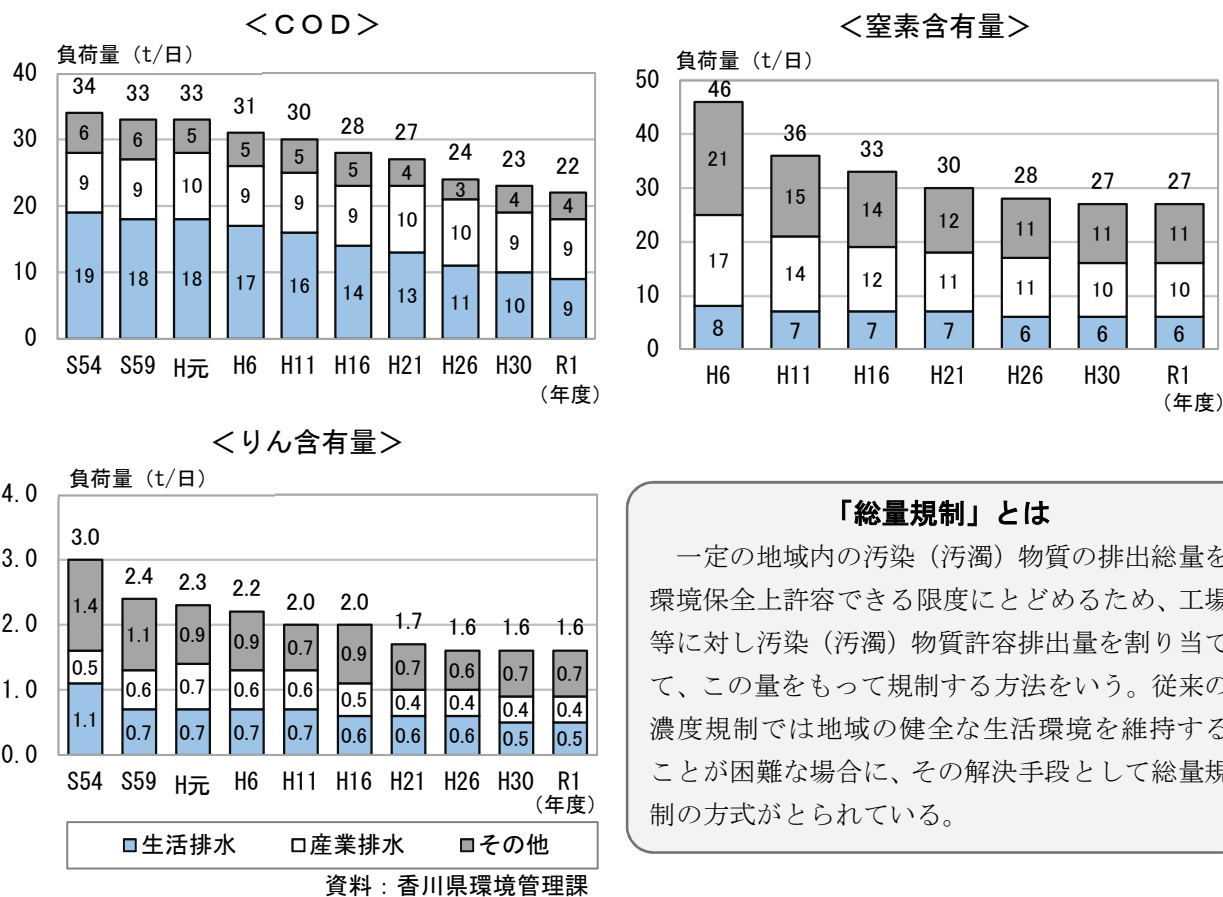
ア) 総量削減計画の推進

① 総量削減計画の推進

瀬戸内海への汚濁負荷量を全体的に削減する総量規制が制度化され、指定地域内事業場（日平均排水量が50m³以上の特定事業場）の設置者に対して、総量規制基準の遵守と汚濁負荷量の測定を義務付けるとともに、関係府県ごとに「総量削減計画」を策定して、水質改善に努めています。

本県でも、昭和55年4月に第1次水質総量削減計画を策定し、第4次まではCODを対象に、第5次からは対象項目に窒素含有量およびりん含有量を加えて汚濁負荷量の削減を実施しており、平成29年6月に第8次計画を策定しました。

香川県の指定地域内における水質汚濁発生負荷量の推移



「総量規制」とは

一定の地域内の汚染（汚濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（汚濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。従来の濃度規制では地域の健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

イ) 工場・事業場に対する排水規制の推進

① 産業系排水対策の推進

◆ 法律による規制

工場・事業場から公共用水域に排出される水については、水質汚濁防止法および瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき規制されています。

水質汚濁防止法では、特定施設の設置、変更を行う場合に事前に知事への届出が必要であり、この届出を受けて、排水基準の遵守を厳しく指導しています。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法では、1日当たりの最大排水量が50 m³以上の特定事業場における特定施設の設置および構造などの変更は知事の許可が必要であり、あわせて特定施設を設置することが周辺環境に及ぼす影響についての事前評価を実施することになっています。

◆ 条例による規制

生活環境保全条例により、本県では昭和50年から、公共用水域について、国の排水基準にかえて適用すべきより厳しい排水基準、いわゆる「上乘せ排水基準」を定めています。

また、平成24年4月から、条例で規定する施設を設置する工場または事業場のうち、1日当たりの平均排水量が10 m³以上のものから排出される水に対して、県独自の基準を適用しています。

「上乘せ基準」とは

ばい煙または排水の規制に関して、国が定める全国一律の排出基準または排水基準では、特定地域の人の健康を保護しまたは生活環境を保全することが十分でないと認められるとき、都道府県が条例で定めることのできる厳しい排出基準または排水基準のこと。

◆ 公害防止覚書などによる規制

本県では、昭和42年に番の州工業用地に進出した各企業との間で「公害防止に関する覚書」を交換するとともに、昭和50年には直島町の銅製錬工場との間に「環境保全協定」を締結し、法令で定めるよりも厳しい公害防止対策を課すことにより、環境汚染の防止に努めています。

◆ 立入検査

県内における瀬戸内海環境保全特別措置法の対象事業場229、水質汚濁防止法の対象事業場3,372のうち、排水基準の適用を受けるもの（日最大排水量が50m³以上のものおよび有害物質を排出するもの）を重点に立入検査を実施し、排出水の検査と排水処理施設の改善指導を行っています。

瀬戸内海環境保全特別措置法および
水質汚濁防止法の特定事業場数(R3.3末現在)

区分	事業場数	立入検査件数	指導件数
香川県 [高松市を除く]	2,529	548 (206)	33
高松市	1,072	146 (140)	15

※（ ）内は排水検査件数を内書き

資料：香川県環境管理課

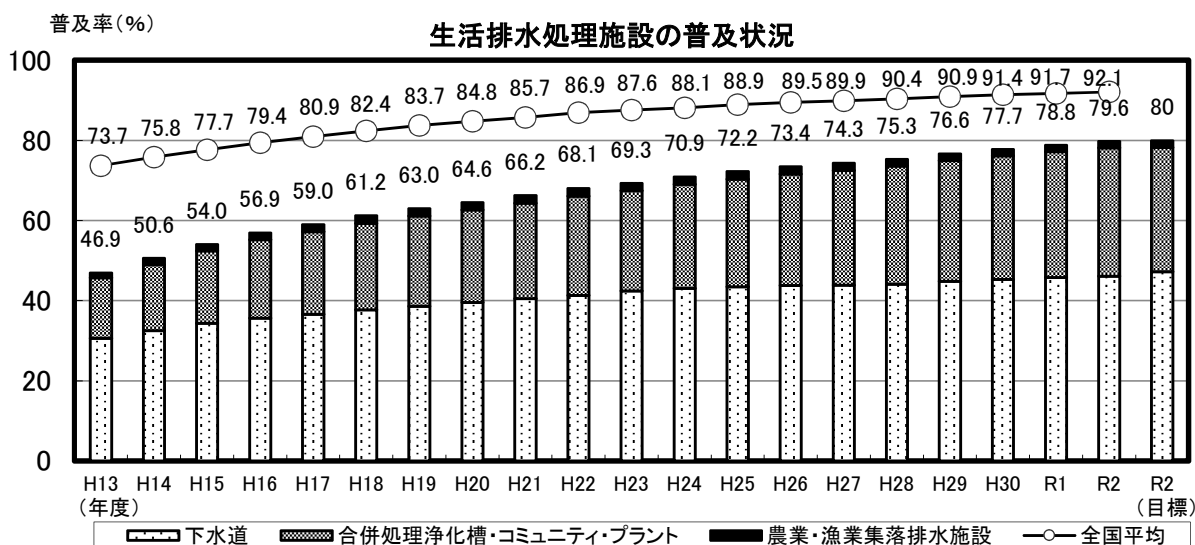
② 未規制小規模事業所の指導

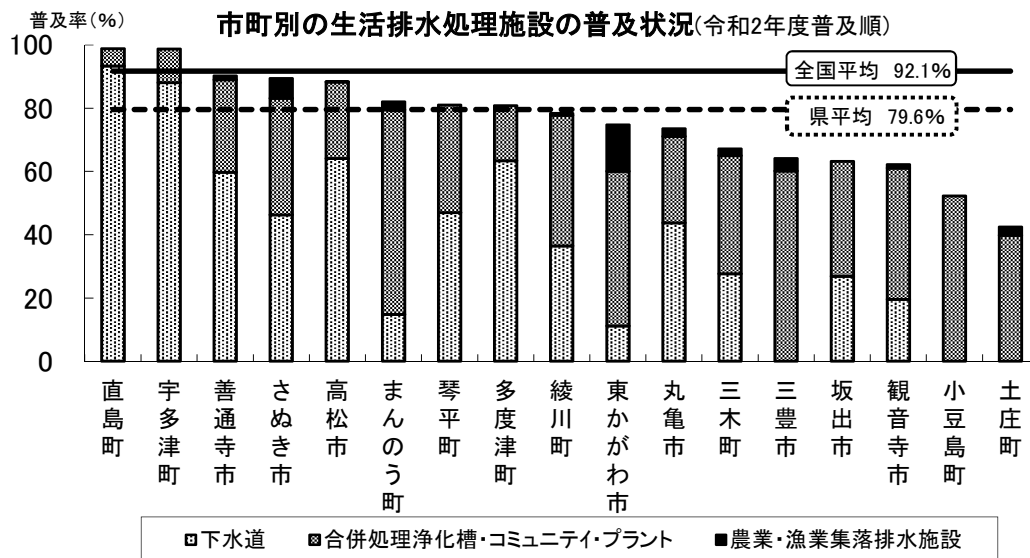
排水量が小さく規制の対象とならない事業場や、水質汚濁防止法の規制対象となっていない事業場については、その実態を調査し、調査結果に基づき汚濁負荷量を低減するうえで必要な指導などを行っています。

ウ) 生活排水処理施設の整備

本県では、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を効率的・計画的に実施するため、「香川県全県域生活排水処理構想」を策定し、総合的な生活排水対策を進めています。

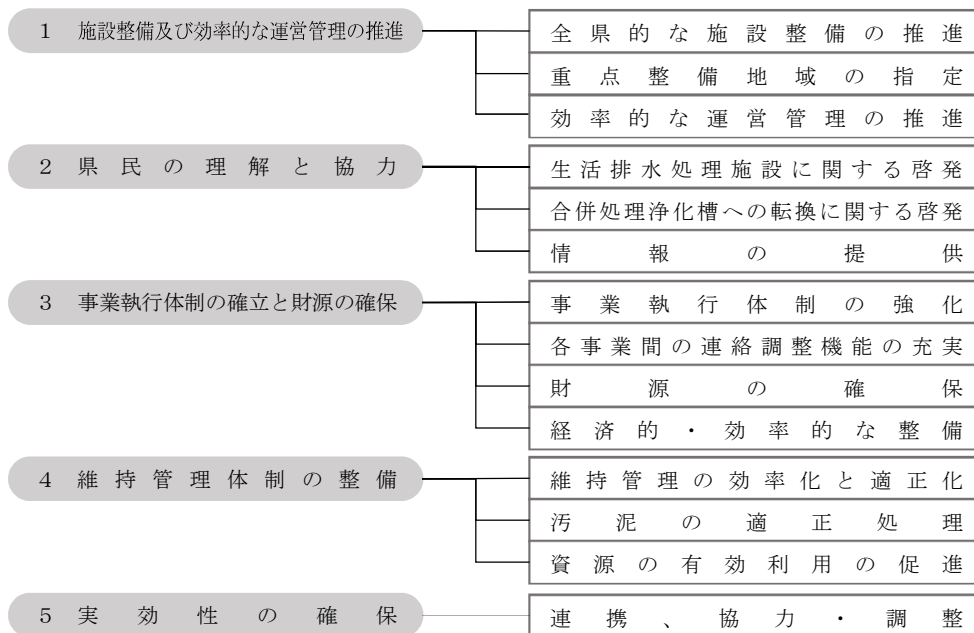
令和2年度末の汚水処理人口普及率は79.6%と全国平均(92.1%)と比べると十分とはいえ、より効率的・計画的な施設整備が促進されるよう、市町と連携し、次ページの施策を展開しています。





資料：香川県環境管理課

「香川県全県域生活排水処理構想」の施策体系



資料：香川県環境管理課

① 合併処理浄化槽

◆ 浄化槽の整備促進

○浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽設置者に対して補助を行う市町に対し、国と県が補助を行いました。

○既存単独処理浄化槽等撤去費補助

単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する際には、既存単独処理浄化槽の撤去費にも補助を行い、転換の促進を図りました。

○単独処理浄化槽等重点転換事業

単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する際には、新規に設置する合併処理浄化槽に必要な配管費にも補助を行い、転換の促進を図りました。

合併処理浄化槽の設置整備事業等の状況（県費補助）

（単位：基）

項目	～R元年度	R2年度		合計
		全事業	事業完了分	
浄化槽設置整備事業	69,587 (69,363)	1,486 (1,464)	1,486 (1,464)	71,073 (70,827)
浄化槽市町整備推進事業	1,709 (2,962)	0 (0)	0 (0)	1,709 (2,962)
計	71,296 (72,325)	1,486 (1,464)	1,486 (1,464)	72,782 (73,789)

※（ ）内は国庫補助対象基数

※浄化槽市町整備推進事業は、合併処理浄化槽の面的整備を図る事業を実施する市町に対する補助。平成21年度以降の実績はない。

資料：香川県廃棄物対策課

◆ 浄化槽の適正管理の推進

○浄化槽の維持管理

浄化槽は、微生物の働きで汚水を浄化しており、その機能を十分に発揮させるためには日頃の維持管理が大切であることから、保守点検、清掃、法定検査の受検が浄化槽法で義務付けられています。

○法定検査の受検率の向上

本県では、(公社)香川県浄化槽協会が知事指定検査機関として、法定検査を実施していますが、受検率の向上が課題となっており、制度の周知などに努めました。

- ▶ 11条検査の受検率（R元年度）：51.6%
（7条検査は毎年100%）

○立入指導の強化

法定検査において「不適正」と判定された浄化槽については、保健福祉事務所などが現地調査を行い、改善指導を実施しました。

保守点検	浄化槽の正常な機能を維持するため、浄化槽の点検・調整、補修や消毒剤の補充などを行う作業。 浄化槽の種類によっても異なるが、家庭用の場合は、年3回以上行う。
清掃	浄化槽の運転に伴って発生する汚泥などを浄化槽の外へ引き出し、浄化槽の各装置を洗浄する作業。 通常は、年1回以上行う。
法定検査	保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が適正に維持されていることを水質検査などにより確認する作業。 浄化槽を使い始めてから3か月を経過してから5か月以内に行う7条検査と、その後毎年1回定期的に行う11条検査がある。

② 農業集落排水事業の促進

第3章第3節を参照（47ページ）

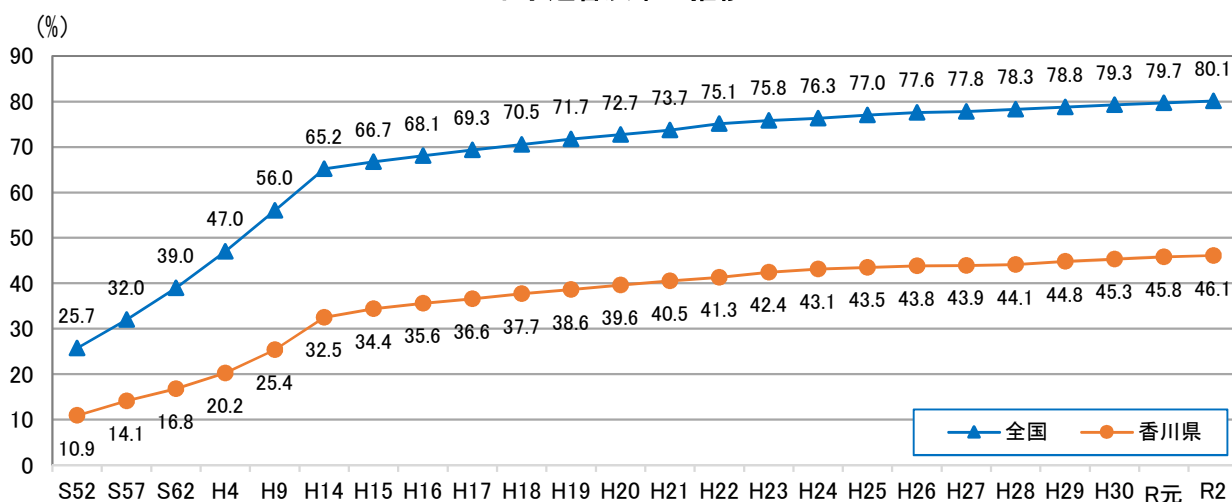
③ 下水道

下水道は、家庭排水だけでなく、会社、学校、工場など地域全体から排出される汚水を終末処理場へ集めて処理し、きれいな水にして海や川などへ放流します。

本県では、令和2年度末で県が流域下水道の1流域2処理区を、7市7町が公共下水道を、その放流水質が排出基準を満たすよう適正に維持管理しています。(巻末資料<2-9>)

本県の下水道普及率(下図、処理区域内人口の行政人口に対する割合)は、令和2年度末で46.1%と全国平均の80.1%(東日本大震災の影響で福島県の一部市町村は調査対象外)を大きく下回っており、生活排水対策の基幹的施設である下水道の整備促進が重要な課題となっています。このため、本県では、流域下水道事業を積極的に推進するとともに、平成4年度から普及率の向上を図る目的で単独県費により市町に対する支援措置を講じており、平成19年度からは重点的に管渠整備を対象に県費補助を実施し、公共下水道の整備促進に積極的に取り組んできました。

下水道普及率の推移



資料：香川県下水道課

下水道の種類

下水道には、流域下水道と公共下水道(広義)がある。さらに、公共下水道(広義)は、狭義の公共下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道の3つに分けられる。

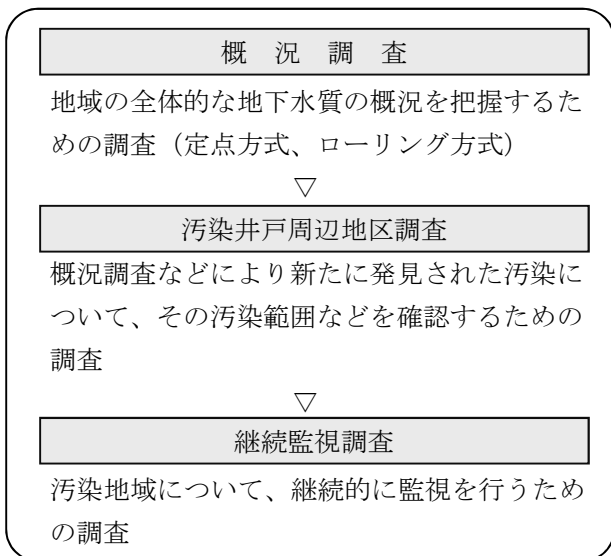
また、下水道が整備された区域の住民は、遅滞なく下水道に接続しなければならない。

流域下水道		2以上の市町の区域における下水を受け処理するもので、原則として都道府県が行う事業
公共下水道 (広義)	公共下水道 (狭義)	主として市街地における下水(雨水と汚水)を排除し、または処理するために原則として市町が管理する下水道 終末処理場を有する単独公共下水道と、流域下水道に接続する流域関連公共下水道に分けられる
	特定公共 下水道	特定の事業者の事業活動に伴って排出される汚水を処理するための公共下水道
	特定環境保全 公共下水道	市街化区域以外にある農山漁村の生活環境の改善、あるいは湖沼などの自然環境の保全を目的に施行する公共下水道

エ) 地下水の汚染防止対策の推進

① 地下水の状況

水質汚濁防止法に基づき、下記の調査を実施しています。



◆概況調査

令和2年度は、国、県および高松市合わせて14地点（定点方式）で調査した結果、地下水の水質汚濁に係る環境基準を超過している地点はありませんでした。

◆汚染井戸周辺地区調査

令和2年度は実施していません。

◆継続監視調査

令和2年度は、県および高松市合わせて30地点で調査した結果、8地点で環境基準を超過していました。これらの地点の井戸所有者に対しては、すでに、市町と協力して飲用水を水道に切り替えるなどの衛生対策を指導しています。

オ) 農畜水産業における水質汚濁負荷低減対策の推進

① 肥料の適正使用等の推進

土壌分析に基づく肥料の適正使用についての指導や緩効性肥料・肥効調節型肥料の効果確認などを実施し、化学肥料低減技術の活用を行いました。

② 家畜排せつ物の適正処理等の指導

畜産業から発生する家畜排せつ物の大部分は堆肥化処理され、有機質肥料として農業分野において利活用されています。しかし、家畜排せつ物の管理が不適正であると、水質汚濁により地域環境を損なうおそれがあるため、家畜排せつ物の適正処理技術の指導と家畜堆肥の利活用を推進しました。

③ 養殖漁場の管理の適正化等の指導

養殖業による漁場環境の悪化を防ぐため、「香川県魚類養殖指導指針」に基づき、関係事業者を指導するとともに、香川県漁業協同組合連合会が行う養殖漁場の環境調査に対し補助を行いました。

カ) 開発事業等に係る排水対策の推進

① 開発規制による水質汚濁未然防止対策

開発事業等の実施に当たり、工事中の土砂や濁水の流出防止を図るため、「みどり豊かであるおいのある県土づくり条例」に基づく事前協議等による沈砂池の設置など、水質汚濁未然防止対策を推進しました。

3 水環境の保全対策の推進

ア) 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の推進

① 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の推進

「瀬戸内海環境保全基本計画」の変更に伴って、平成28年10月に「瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画」を変更しました。

同計画に基づき、沿岸域の環境の保全・再生・創出、水質の保全および管理、自然景観および文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めます。

イ) 香の川創生事業の促進

① 香の川創生事業

ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例に基づき、地域住民、市町、県等が協働して「香の川創生事業」を実施しています。綾川、金倉川、与田川、大東川、桜川流域において、水辺の美化活動、水生生物調査、ポスター展等を実施し、水環境保全の意識の高揚を図りました。

ウ) 水道水源の保全

水道水に対する住民のニーズは高度化し、より質の高い水道水の供給が求められています。本県でも安全な水を確保するため、水源付近の汚染源の把握に努め、水道水源保全対策を講じています。

① 水道の水質検査

水道事業者等は、安全かつ清浄な水の供給を確保するため、水質基準に関する省令に基づき、水道水の定期および臨時の検査が義務付けられています。また、原水については1年に1回以上検査を実施しています。水質異常を発見した際には、直ちに原因究明を行い適切な措置を講じるよう指導を行っています。

② 水道水源におけるクリプトスポリジウム等実態調査

塩素処理に耐性を有する感染性の原虫であるクリプトスポリジウムおよびジアルジアによる水道原水汚染に対処するため、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者に対して、浄水施設の濁度管理の徹底など講じるべき予防対策や応急措置等の対応を指導しています。

また、平成9年度からクリプトスポリジウム等の検査体制を整備し、県内の主要な水道水源における実態調査を行っています。

③ トリハロメタン生成能調査

浄水処理工程におけるトリハロメタン生成の可能性を確認するため、令和2年度は国、県および高松市が香東川など河川の環境基準地点5地点で、トリハロメタン生成能を測定しました。

参考に、年平均値を水道水質基準値（総トリハロメタン）と比較すると、高瀬川詫間町水道取水口で基準値を超えていましたが、その他の地点では基準値以下でした。

なお、適切な浄水処理により、水道水の検査では基準値以下でした。

エ) ため池の水質改善の促進

農業用水を確保するため、ため池の底に溜まったヘドロをしゅんせつすることで、ため池の水質改善の促進に努めました。

また、ため池の管理者に対し、ヘドロのしゅんせつやため池の水を抜く「池干し」による水質改善の取組みを促しました。

▶ しゅんせつ土量（R2年度）：768 m³

4 土壌・地盤環境の保全対策の推進

ア) 土壌汚染防止対策の推進

① 土壌汚染防止対策

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用が廃止されたとき、3,000 m²以上の土地の形質変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると知事等が認めるとき等は、土地所有者等は土壌の汚染状況を調査し、知事等にその結果を報告しなければなりません。

土壌汚染が判明した場合には、知事等は健康被害を防止するために汚染の除去等の措置が必要な区域(要措置区域)、または直ちに汚染の除去等の措置を講じる必要がない区域(形質変更時要届出区域)に区分して指定・公示します。要措置区域に指定した場合には、知事等は、土地所有者等に必要な措置を指示します。

また、生活環境保全条例において土壌汚染の未然防止や早期発見、拡大防止のため、定期点検等の実施や汚染発見時の届出、土壌の汚染を引き起こすおそれがある特定の施設の使用廃止時の調査と、汚染原因の調査および汚染原因者による汚染拡大防止措置の実施等を義務付けています。

② 農用地土壌汚染対策

農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止および除去ならびにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るため、令和2年度は、8か所で農用地の定点調査を行いました。土壌汚染は確認されませんでした。

イ) 地盤環境の保全対策の推進

① 地下水の適正利用

地下水・地盤環境の状況を把握し、地下水の保全および適正な利用を図る目的で、生活環境保全条例に基づき、揚水機の吐出口の断面積19 cm²を超える揚水施設を設置する場合には、事前に施設の使用等の届出を義務付けています。

② 地下水取水の自主規制および地下水位観測

国、県、関係市町、地下水利用企業等で構成する香川中央地域地下水利用対策協議会で、地下水の取水について自主規制を行うとともに、高松地区4か所、中讃地区4か所で地下水位の観測を継続し、経年的な水位調査を行っています。

◎方向性を同じくするSDGsのゴール



第3節 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進

◎現状と課題

(1) 現状

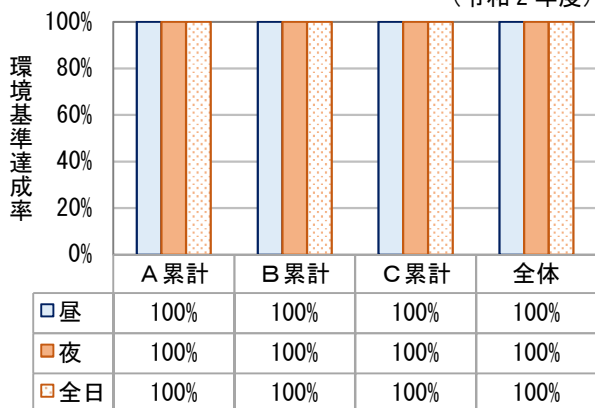
騒音・振動・悪臭は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く、感覚公害と呼ばれ、公害に関する苦情の中でも高い割合を占めています。

騒音では、土地利用の実態などに応じて環境基準の類型指定（巻末資料<2-12>）を行っています。令和2年度の達成状況（一般地域）を見ると、全測定地点で環境基準を達成していて、令和元年度の全国平均（89.0%）を上回っています。

また、自動車交通騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、8市2町で幹線交通を担う道路（国道、県道、4車線以上の市町道）に面する地域の面的評価を行った結果、調査地域全体の環境基準達成率は97.4%であり、令和元年度の全国平均（94.2%）を上回っています。

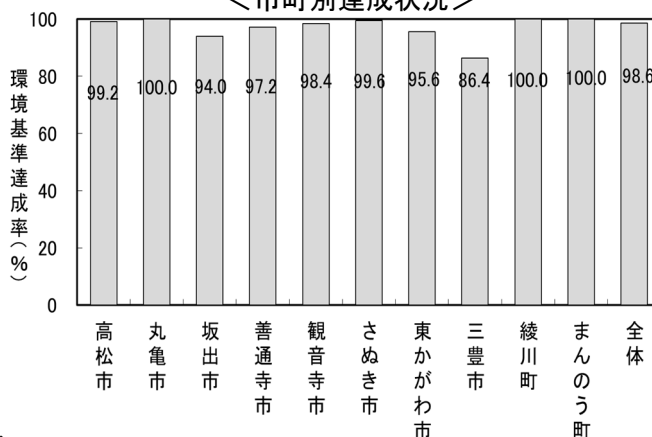
一般地域の環境騒音環境基準達成状況

（令和2年度）



自動車騒音環境基準達成状況（令和2年度）

<市町別達成状況>

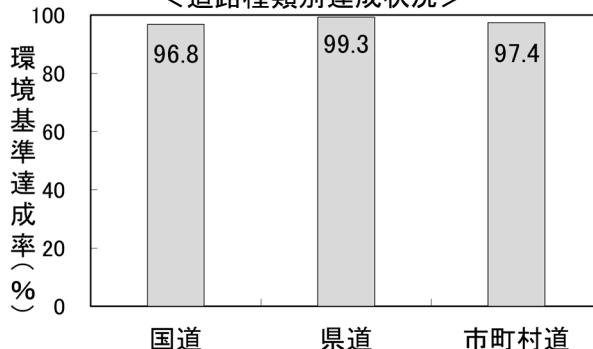


※1 測定は、環境基準の類型指定地域において市町が実施

※2 測定地点数 34 地点（A類型 11 地点、B類型 11 地点、C類型 12 地点）

資料：香川県環境管理課

<道路種類別達成状況>



※環境基準の達成率は、評価対象の住居などの戸数（沿道 50m の範囲内にある住居などの戸数）に対して、昼間と夜間とも騒音環境基準を達成している住居などの戸数の割合を表している。

資料：香川県環境管理課

化学物質の中には、有機水銀、ポリ塩化ビフェニル、農薬、ダイオキシン類など、その製造、流通、使用、廃棄などのさまざまな段階で環境中に放出され、環境中での残留、食物連鎖による生物学的濃縮など、環境汚染がしばしば社会問題化するものがあります。

令和2年度に国、県および高松市が環境中のダイオキシン類濃度について調査を行った結果、すべての調査地点で環境基準に適合していました。

ダイオキシン類環境汚染状況監視結果（令和2年度）

項目	調査地点数	調査頻度	調査結果（年間平均値）			環境基準
			平均値	最小値～最大値	単位	
大気	一般環境	7	2～4回/年	0.012	0.0068～0.026	pg-TEQ/m ³ 年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	沿道周辺	1	4回/年	0.0095	—	
	発生源	1	2回/年	0.011	—	
水質	河川	17	1回/年	0.20	0.061～0.41	pg-TEQ/L 年間平均値 1pg-TEQ/L以下
	海域	3	1回/年	0.070	0.069～0.070	
底質	河川	9	1回/年	1.1	0.14～6.3	pg-TEQ/g 150pg-TEQ/g以下
地下水		4	1回/年	0.068	0.057～0.10	pg-TEQ/L 年間平均値 1pg-TEQ/L以下
土壌	一般環境	4	1回/年	0.68	0.00087～2.4	pg-TEQ/g 1,000 pg-TEQ/g以下
	発生源周辺	2	1回/年	6.7	5.0～8.4	

資料：香川県環境管理課

(2) 課題

騒音・振動については、今後、高速交通体系の整備などによる自動車交通量の増大が予想される場合は、関係機関と密接な連携を図りながら、総合的な防止対策について検討を進めていく必要があります。

悪臭については、複合臭の問題などから、地域の実情に応じて、従来の悪臭物質濃度規制（※）に代えて、嗅覚測定法（人間の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法）による臭気指数規制の導入について検討を進めていく必要があります。

※悪臭防止法では、不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある悪臭物質として、アンモニアなど22物質を指定し、それぞれに濃度基準を設けています。（基準値など 巻末資料<2-16>）

化学物質対策については、PRTTR制度、ダイオキシン類対策、環境省委託事業である化学物質環境実態調査などを推進するとともに、新たな知見の収集に努める必要があります。また、原子力規制委員会委託事業である環境放射能水準調査について、引き続き実施していく必要があります。

◎具体的な取組み

1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

ア) 騒音・振動対策の推進

① 法律による規制の推進

◆ 環境基準の地域指定

環境基本法では、騒音に係る環境基準が定められており、知事（市については市長）が環境基準を当てはめる地域を指定しています。令和3年4月1日現在の環境基準の指定状況は次表のとおりです。

◆ 規制地域の指定

騒音規制法や振動規制法では、知事（市については市長）が生活環境を保全すべき地域として規制地域を指定し、土地利用形態に応じた規制基準を定め、当該地域を管轄する市町長が、規制対象を監視、指導することにより、環境保全を図ることになっています。令和3年4月1日現在の規制地域の指定状況は下表のとおりです。

県内における環境基準等の地域指定状況（令和3年4月1日現在）

	騒音に係る環境基準を当てはめる地域	騒音規制法に基づく規制地域	振動規制法に基づく規制地域	悪臭防止法に基づく規制地域
高松市	▲	▲	▲	▲
丸亀市	▲	▲	▲	▲
坂出市	▲	▲	▲	▲
善通寺市	▲	●	●	▲
観音寺市	▲	▲	▲	●
さぬき市	▲	●	—	▲
東かがわ市	▲	●	—	▲
三豊市	—	▲	—	●
土庄町	—	—	—	—
小豆島町	—	—	—	—
三木町	—	—	—	—
直島町	—	▲	—	—
宇多津町	▲	●	●	▲
綾川町	—	—	—	—
琴平町	—	—	—	—
多度津町	▲	▲	▲	▲
まんのう町	—	—	—	—

●：地域指定あり

▲：地域指定あり（一部地域を除く）

—：地域指定なし

資料：香川県環境管理課

◆ 工場等騒音・振動の規制

騒音・振動規制地域内では、機械プレスや送風機など、著しい騒音や振動を発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場が規制の対象となります。特定施設の市町長への届出状況は下表のとおりです。

騒音規制法に基づく特定施設等の届出状況

(令和2年度末)

特定施設名	届出施設数
金属加工機械	1,452
空気圧縮機・送風機	6,671
土石用破碎機等	350
織機	74
建設用資材製造機械	91
穀物用製粉機	86
木材加工機械	939
抄紙機	4
印刷機械	560
合成樹脂用射出成形機	150
鋳造型機	17
特定施設合計	10,394
工場等実数	1,666

資料：香川県環境管理課

振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和2年度末)

特定施設名	届出施設数
金属加工機械	862
圧縮機	2,023
土石用破碎機等	220
織機	53
コンクリートブロックマシン等	39
木材加工機械	55
印刷機械	228
ゴム練用・合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	28
鋳造型機	11
特定施設合計	3,519
工場等実数	794

資料：香川県環境管理課

◆ 建設作業騒音・振動の規制

騒音・振動規制地域内では、くい打機など、著しい騒音や振動を発生する建設作業（特定建設作業）が規制対象となります。特定建設作業の市町長への届出状況は下表のとおりです。

騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和2年度末)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	24
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	376
空気圧縮機を使用する作業	53
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
バックホウを使用する作業	488
トラクターショベルを使用する作業	2
ブルドーザーを使用する作業	4
計	948

資料：香川県環境管理課

振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(令和2年度末)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	25
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	360
計	385

資料：香川県環境管理課

② 条例による規制の推進

生活環境保全条例に基づき、航空機による商業宣伝や飲食店営業等に係る深夜における騒音等を規制しています。

③ 自動車交通騒音・振動の規制

騒音・振動規制地域内において、測定の結果、道路交通に起因する自動車騒音または道路交通振動が、環境省が定める限度（要請限度）を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町長は県公安委員会に道路交通規制などの措置を取るよう要請することになっています。令和2年度に市町が実施した自動車騒音と道路交通振動の調査結果は下表のとおりです。騒音については調査30地点すべてで、振動については調査14地点すべてで要請限度を下回っていました。

自動車騒音調査結果（令和2年度）

市町名	調査地点数	要請限度超過地点数		
		いずれかの時間帯	昼間	夜間
高松市	6	0	0	0
丸亀市	10	0	0	0
坂出市	3	0	0	0
観音寺市	5	0	0	0
三豊市	1	0	0	0
直島町	1	0	0	0
多度津町	4	0	0	0
計	30	0	0	0

資料：香川県環境管理課

道路交通振動調査結果（令和2年度）

市町名	調査地点数	要請限度超過地点数		
		いずれかの時間帯	昼間	夜間
高松市	6	0	0	0
丸亀市	3	0	0	0
坂出市	3	0	0	0
観音寺市	2	0	0	0
計	14	0	0	0

資料：香川県環境管理課

④ 交通公害対策の推進

◆ 航空機騒音

平成元年12月に高松空港周辺地域について、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（地域の類型Ⅱ）を行いました。令和2年度の騒音調査では、すべての地点で環境基準を達成していました。

◆ 鉄道騒音

昭和63年4月の瀬戸大橋開通に伴う鉄道騒音問題に対し、JR四国などは、これまでに深夜・早朝列車の減速、新型車両の導入、車輪旋盤の設置、橋上の特定区間における惰行運転などの騒音低減対策を実施し、昭和53年に本州四国連絡橋公団（現本州四国連絡高速道路（株））が作成した環境影響評価で定めた環境保全努力目標を達成するようになりましたが、県では地域住民の生活環境を保全するため、引き続き坂出市と共同で騒音調査を実施しています。令和2年度は、すべての地点で環境保全努力目標を達成していました。

瀬戸大橋に係る鉄道騒音調査結果

（単位：デシベル）

調査地点		橋からの距離	評価値 （最高～最低）	全列車の騒音ピークレベル （平均値）	環境保全努力目標 （評価値）
与島	A	約50m	75～70	70.6	80
	B	約80m	74～71	72.8	80
櫃石	C	約80m	71～68	67.1	75
[調査期間] 令和2年12月8日～9日					
[調査列車数] 141本					

※環境保全努力目標は、昭和53年に本四公団が作成した環境影響評価によるものであり、一般区間は75デシベル、吊橋など長大橋梁区間は80デシベルとなっている。なお、今回調査した与島2地点は橋梁区間、櫃石1地点は一般区間に該当する。

※評価値は、1番目の列車から20番目の列車、2番目の列車から21番目の列車のように、それぞれ連続する20本の列車の騒音ピークレベルのうち上位10個をパワー平均して算出したもの。

資料：香川県環境管理課

イ) 悪臭防止対策の推進

① 「悪臭防止法」による規制

悪臭防止法では、知事（市については市長）が悪臭の発生により被害が生ずると考えられる住居の集合している地域などを悪臭規制地域として指定し、土地の利用形態に応じた規制基準を定め、当該地域を管轄する市町長が工場・事業場への立入検査、悪臭測定、改善勧告などの規制を行うことになっています。令和3年4月1日現在の規制地域の指定状況は、「ア）騒音・振動対策の推進」のとおりです。

なお、同法に基づく市町長の改善勧告などの対象となる事案はありませんでした。

② 生活環境保全条例に基づく規制

生活環境保全条例に基づき、ゴミ等の屋外燃焼行為の制限を行っています。

③ 家畜排せつ物の適正処理等の指導

畜産業から発生する家畜排せつ物の大部分は堆肥化处理され、有機質肥料として農業分野において利活用されています。しかし、家畜排せつ物の管理が不適正であると、悪臭の発生により地域環境を損なうおそれがあるため、家畜排せつ物の適正処理技術の指導と家畜堆肥の利活用を推進しました。

2 化学物質対策などの推進

ア) 化学物質の使用実態の把握と適正管理の推進

① 化学物質環境実態調査

化学物質による環境汚染の実態を把握するため、環境省委託事業である化学物質環境実態調査において、環境残留性の高い物質を中心に、大気や水などのモニタリング調査等を計画的に実施しています。

② PRTR制度の推進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）により、対象事業者は毎年度、1年間に事業所から環境中へ排出される化学物質の量（排出量）と廃棄物としてまたは下水道放流により事業所外に移動する化学物質の量（移動量）を把握し、届出を行うことが義務付けられています。

県内の令和元年度の化学物質排出量について、事業者から届出された排出量（届出排出量）と国が推計した家庭、自動車、小規模事業所などからの排出量（届出外排出量）の合計（総排出量）は、5,924tです。

総排出量が多かった上位5物質は次の図のとおりであり、塗料、インキ、接着剤、農薬の溶剤や染料の合成原料などに使用されているトルエンとキシレンが、総排出量の約67%を占めています。

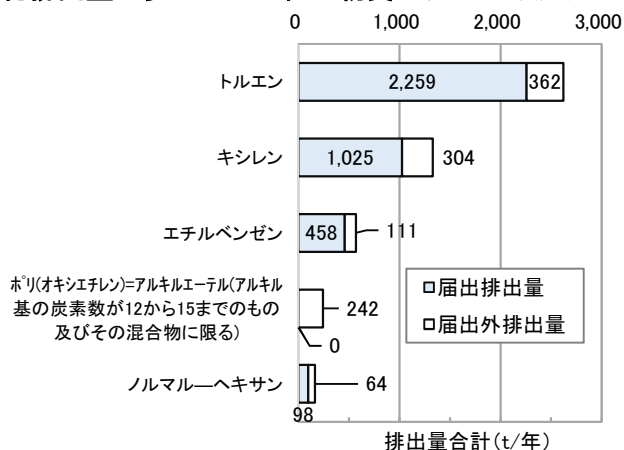
県内事業所から届出のあった令和元年度の大気、公共用水域、土壌などへの排出量は4,137t、廃棄物としてまたは下水道放流により事業所外へ移動した量は1,147t、合計5,284tです。

なお、生活環境保全条例では、化学物質管理対策の規定を設け、事業者による化学物質の自主的な管理の改善をより促進するため、次の内容を定めています。

- 対象事業者は、国の定めた指針に基づき、「化学物質管理の方針及び管理計画」を作成した場合には、公表するよう努めなければならない。
- 排出量の多い事業者は、「化学物質管理の方針及び事業計画」または「化学物質適正管理計画」を作成し、県へ提出するとともに、公表しなければならない。

令和2年度、31の事業所から化学物質適正管理計画等の届出が提出されています。

総排出量が多かった上位5物質（令和元年度実績）



資料：香川県環境管理課

「PRTR」とは

(Pollutant Release and Transfer Register : 環境汚染物質排出移動登録)

PRTRとは、毎年、どんな化学物質が、どこから、どれだけ排出されているか知るための仕組み。

化管法に基づき、化学物質を取り扱う全国の事業者が1年間にどのような物質をどれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物としてどれだけ移動したかを国に届け出、国はそれを集計し、毎年公表する。また、家庭や農地、自動車などから排出される化学物質の量も国が推計し、事業者からの届出とあわせて公表する。

イ) 化学物質（農薬）の安全管理、安全使用の推進

① 農薬安全使用の推進

農家等の農薬使用者に対し、病虫害の適正防除と農薬の安全使用指導を行うとともに、農家の農薬使用実態調査を行いました。

② ゴルフ場使用農薬安全使用の指導

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁および水産動植物被害を未然に防止するため、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」（環境省）に基づき、県内9ゴルフ場に立入調査を行い、適切な排水管理等について指導を行いました。

ウ) ダイオキシン類対策の推進

① ダイオキシン類濃度の常時監視

県内の大気、公共用水域の水質、底質、地下水、土壌の調査を実施し、環境基準の適合状況を把握しています。

② ダイオキシン類発生源の監視・指導

廃棄物焼却炉など「ダイオキシン類対策特別措置法」の特定施設について、計画的にダイオキシン類の排出状況などの把握に努めるとともに、排出基準・処理基準への適合状況を調査し、適切な指導監視を行いました。

令和2年度に県が実施した廃棄物焼却炉の排出ガスなどのダイオキシン類濃度の行政検査結果および事業者から県に報告されたダイオキシン類自主測定結果は次表のとおりです。自主測定結果において法令の基準を超過していた施設に対しては、適切な指導を行いました。

ダイオキシン類特措法特定施設数と

立入検査件数 (令和2年度)

区分	施設数 (R3.3月末現在)	立入検査 件数	指導件数
大気基準 適用施設	102(18)	89(1)	1(0)
水質基準 対象施設	29(6)	8(1)	0(0)

※ () 内は高松市分で外数

資料：香川県環境管理課

「ダイオキシン類」とは

燃焼や化学反応などの過程で非意図的に生成する物質である。環境中に広く存在しているが、量は非常に少ない。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。

ダイオキシン類行政検査結果 (令和2年度)

区分	施設の種類の種類		検査数	行政検査結果		基準超過数
				最小～最大	単位	
排出ガス	廃棄物 焼却炉	4t/h 以上～	1	0.039	ng-TEQ/m ³ N	0
		2t/h 未満	4	0.00000024～0.20		0
排出水	廃ガス洗浄施設等		2	0～0.00096	pg-TEQ/L	0
ばいじん	廃棄物焼却炉		6	0.018～3.0	ng-TEQ/g	0
焼却灰	廃棄物焼却炉		4	0.000088～0.023	ng-TEQ/g	0
放流水	一般廃棄物最終処分場		4	0～0.00045	pg-TEQ/L	0
	産業廃棄物最終処分場		10	0～0.15	pg-TEQ/L	0

資料：香川県環境管理課・廃棄物対策課

ダイオキシン類事業者自主測定結果 (令和2年度)

区分	施設の種類の種類		報告数	自主測定結果		基準超過数
				最小～最大	単位	
排出ガス	廃棄物 焼却炉	4t/h 以上	11	0.0000023～0.039	ng-TEQ/m ³ N	0
		2t/h 以上～4t/h 未満	5	0.00011～0.26		0
		2t/h 未満	60	0～12		1
	アルミニウム合金製造施設	2	0.00064～0.026	0		
排出水	廃ガス洗浄施設等		7	0.00046～1.3	pg-TEQ/L	0
ばいじん	廃棄物焼却炉		62	0～4.2	ng-TEQ/g	1
焼却灰その 他の燃え殻	廃棄物焼却炉		64	0～0.31		0

資料：香川県環境管理課

工) 環境放射能対策の推進

① 環境放射能水準調査の実施

昭和63年7月から、文部科学省(現 原子力規制委員会)の委託事業として環境放射能水準調査を実施しており、令和2年度に県が調査した結果は次表のとおりです。

空間放射線量は、平常時の範囲で推移しています。また、土壌と魚(カレイ)について、ごく微量のセシウム-137が検出されましたが、土壌については平常時の範囲内であり、魚(カレイ)については、食品衛生法の基準をはるかに下回っており、問題となる数値ではありません。

大気中の放射線量については、高松市、さぬき市、丸亀市、観音寺市で測定を行い、原子力規制委員会のホームページでリアルタイムに公表するとともに、その他の項目についても、県のホームページなどで公表しました。

URL 「放射線量等の測定結果」:

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/kfvn.html>

環境放射能水準調査結果

調査項目	調査対象	調査回数	調査場所	令和2年度(単位)	
大気中の放射線量調査	空間放射線量	通年連続	高松市(地上22m)	0.050~0.074 (μSv/h)	
			さぬき市(地上1m)	0.072~0.097 (μSv/h)	
			丸亀市(地上1m)	0.052~0.088 (μSv/h)	
			観音寺市(地上1m)	0.053~0.083 (μSv/h)	
環境中の放射性物質調査	大気浮遊じん	4回/年	高松市	N.D	
	降下物	12回/年	高松市	N.D	
	上水	1回/年	高松市	N.D	
	土壌(2層)	1回/年	坂出市	【セシウム-137】 N.D~2.1 (Bq/kg 乾土)	
	精米	1回/年	高松市	N.D	
	野菜類	ダイコン	1回/年	高松市	N.D
		ホウレンソウ	1回/年	高松市	N.D
	牛乳	1回/年	木田郡	N.D	
	魚(カレイ)	1回/年	高松市	【セシウム-137】 0.075 (Bq/kg 生)	

(N.D: 検出せず)

資料: 香川県環境管理課

◎方向性を同じくするSDGsのゴール



第4節 うるおいのある快適な地域づくり

◎現状と課題

都市空間、森林公園、神社林、田園など身近な緑や水辺は、地域住民にうるおいとやすらぎを与える場としてだけでなく、野生生物の生息・生育の場にもなっています。特に河川や海岸、ため池などは、自然環境との調和に配慮した利用や整備が求められています。

地域の生活環境を快適なものにするためには、農村景観や歴史的・文化的景観、街並みなどを地域住民とともに整備・保全し、良好な景観を維持・形成していく必要があります。

さらに、本県には、豊かな自然と風土に育まれてきた地域独自の伝統文化、自然物など多くの歴史的・文化的資源があることから、これらを保全・継承し、それらの価値の積極的な活用を図っていく必要があります。

また、人口減少の進行等により土地利用効率の低下が懸念される中、地域の特性に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、引き続き総合的かつ計画的に県土の効率的な利用を推進する必要があります。

◎具体的な取組み

1 景観、自然に配慮した快適空間の充実

ア) 水辺空間の形成

① 河川におけるうるおいのある水辺空間の保全と創出

第5章第2節を参照。(67 ページ)

② うるおいと親しみのある良好な水辺空間の整備

第5章第2節を参照。(67 ページ)

③ 海岸侵食対策事業

第5章第2節を参照。(66 ページ)

④ 港湾環境整備事業

第5章第2節を参照。(68 ページ)

イ) 緑地等の整備や緑化の推進

① 道路の環境整備

第5章第2節を参照。(68 ページ)

② 公共施設の緑化

第5章第2節を参照。(67 ページ)

ウ) 都市公園の整備と保全

① 都市公園の総合的な整備と保全

第2章第1節を参照。(30 ページ)

② 県営都市公園の維持管理

第2章第1節を参照。(30 ページ)

エ) 森林公園の整備・管理

第5章第2節を参照。(69ページ)

オ) 良好な景観の形成

① 景観法を活用した良好な景観の形成

景観行政は、地域の実情に応じて、住民の生活に密接にかかわる市町が中心的な役割を担うことが望ましいことから、景観行政団体である各市町が主体的に景観行政を行うことを促進しており、「香川県景観形成指針」や「瀬戸内海景観ガイドライン」を作成しています。

県内の景観行政団体である市町

市町名	景観行政団体になった日
高松市	平成16年12月17日
直島町	平成18年 5月 8日
宇多津町	平成18年 9月 1日
善通寺市	平成18年11月 1日
丸亀市	平成19年 3月 1日
多度津町	平成19年 9月20日
土庄町	平成21年 1月 1日
まんのう町	平成21年 1月 1日
小豆島町	平成21年11月 1日
さぬき市	平成25年 4月 1日
三豊市	平成25年 4月 1日
東かがわ市	平成26年 4月 1日
琴平町	平成27年 4月 1日
綾川町	平成27年 8月 1日
三木町	平成28年 6月 1日
観音寺市	平成29年 3月15日
坂出市	令和 2年 4月 1日

資料：香川県都市計画課

② 風致地区における建築等の制限

都市の風致を維持するため、都市計画法に基づき風致地区を指定し、条例により行為の規制を行っており、規制行為を行う場合は許可などが必要です。

青ノ山風致地区は県条例、その他の風致地区は市町条例によって行為の規制が行われており、すべての地区で市町長が許可などを行います。

県内の風致地区（14か所）（令和2年度末）

風致地区の名称	位置
高松風致地区	高松市
青ノ山風致地区	丸亀市、宇多津町
聖通寺山風致地区、角山風致地区	宇多津町
桃陵風致地区	多度津町
聖通寺山風致地区、金山風致地区、常山風致地区、笠山風致地区、角山風致地区	坂出市
琴弾風致地区	観音寺市
妙見山風致地区、四国山風致地区、蔦島風致地区	三豊市

資料：香川県都市計画課

③ 屋外広告物の規制

県では、屋外広告物条例を定め、一定の地域や場所で広告物の表示を禁止したり、表示に許可を必要とするなどの規制を行っています。

ガードレールや電柱などに取り付けられた違反広告物については、道路管理者や市町、電柱管理者などと協力して簡易除却を行うほか、ボランティアによる簡易除却を行う「違反広告物除却サポーター」制度や、屋外広告業の登録制度も導入しています。

④ 電線共同溝整備事業

電線類の地中化と、歩行空間のバリアフリー化により、都市災害の防止や良好な都市景観・環境を形成しています。

▶ 電線共同溝整備延長（R2年度末）：国、県、市計 43.33km

⑤ 環境や景観に配慮した農村整備

第5章第2節を参照。（64ページ）

カ) 環境保全・環境美化活動の促進**① 美しい水辺づくり支援のパートナーシップ事業**

第5章第3節を参照。（72ページ）

② リフレッシュ瀬戸内

第5章第3節を参照。（73ページ）

③ さぬき瀬戸クリーンリレー

第5章第3節を参照。（73ページ）

④ 香川さわやかロードの推進

道路愛護団体が実施する道路の清掃、緑化などの維持管理や美化活動に対し、県が、清掃道具、花の種の支給、団体名を表示した看板を設置するなど、その活動を支援し、地域の方々と協働して道路管理を行う「香川さわやかロード」を推進しました。

▶ 令和2年度：141団体、約8,700人が参加し、県管理道路約143kmの区間の清掃、草刈りおよび緑化などの活動を実施



▲香川さわやかロード

2 歴史的・文化的環境の保全と活用**ア) 文化財の保存と活用****① 指定文化財の保存整備**

保存整備を必要とする文化財について、所有者や市町が行う保存整備事業に対し補助を行いました。

▶ 令和2年度：国指定文化財 9件

（特別天然記念物宝生院のシンパク再生事業、誓願寺のソテツ枝葉剪定など）

県指定文化財 6件（県指定天然記念物岩部八幡神社のイチョウ土壌改良など）

② 民俗文化財の保存活用

伝統文化の継承発展を図るため、県指定民俗文化財に指定されている民俗芸能の保存会などが行う後継者養成、公開、記録作成、道具・衣裳類の新調・修理などに対し補助を行いました。

令和2年度：雨乞踊、獅子舞、農村歌舞伎など9団体

③ 指定・登録文化財の保存と活用

歴史的文化遺産を保護するため、有形、無形、民俗などの種別ごとに国、県、市町それぞれが、文化財として指定・登録しています。

文化財の指定件数（令和3年3月末）

種別	区分	
	国指定等	県指定
有形文化財	119	123
無形文化財	1	3
民俗文化財	13	39
記念物	43	60
伝統的建造物群保存地区	1	—
合計	177	225
総計	402	
登録有形文化財	410	—
登録有形民俗文化財	3	—
登録記念物	1	—

資料：香川県生涯学習・文化財課

④ 埋蔵文化財の保存と活用

県内にある約4,900か所の埋蔵文化財包蔵地について、国・県の公共事業を対象に工事前に現地踏査や試掘調査を行い、遺跡内容を把握した後、工事で消滅するものは本格的な発掘調査を行いました。

▶ 県発掘調査（R2年度）：岡遠田遺跡（丸亀市）他4遺跡、調査面積計8,901㎡

イ) 文化財の保護に関する啓発活動の推進

① 文化財の保護に関する啓発活動の推進

県立ミュージアムでは、歴史、民俗、美術等の専門的な調査・研究や、さまざまなテーマでの展示・教育普及事業を行っています。令和2年度の特別展「第67回日本伝統工芸展」では、重要無形文化財保持者の作品等200点を展示するとともに、香川漆芸をテーマにした講演会を開催しました。また、子どものための「伝統工芸鑑賞ガイド」を作成して、県内の小学4～6年生のほか、来場した小学生に配布しました。

▶ 展覧会開催回数（R2年度）：特別展3回、常設展16回

ウ) 四国遍路の世界遺産登録の推進

① 四国遍路の世界遺産登録の推進

世界遺産登録に必要な札所寺院や遍路道の史跡等への指定・選定に向けて、札所寺院が所蔵する文化財等の詳細調査や調査報告書の刊行などに取り組みました。

▶ 詳細調査等（R2年度）：札所寺院箇所数 4箇所

3 適正な土地利用の調整

① 総合的・計画的な土地利用の促進

◆ 土地利用基本計画

国土利用計画法に基づき、個別規制法の諸計画に対する上位計画として制定された土地利用基本計画に沿って、行政内部の調整を行い総合的な見地から適正かつ合理的な土地利用を進めました。

◆ 土地取引規制制度

国土利用計画法では、一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合には、土地の利用目的などについての届出を要することとしています。届出がなされた土地について利用目的の審査を行い、必要な助言等を行いました。

② 都市計画法に基づく開発行為の規制

都市計画法に基づく開発許可は、一定規模以上の不適正な宅地開発を規制することにより、無秩序な市街化を防止し、道路、排水施設の整備や住宅の最低敷地面積など一定の基準を満たした良質な宅地水準を確保することにより、良好な生活環境を誘導する役割を果たしています。

▶ 開発行為の許可件数（R2年度）：222件

◎方向性を同じくするSDGsのゴール

